独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ユーザーローカル	コード	3984
提出日	2025/9/5	異動（予定）日	2025/9/19
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	松崎　良太	社外取締役	○										○					有
2	伊藤　拓	社外取締役	○													○		有
3	渡辺　智美	社外取締役	○													○		有
4	中村　賀一	社外取締役	○													○		有
5	田中　裕幸	社外取締役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	社外取締役の松崎良太氏は、販売先であるきびだんご株式会社の代表取締役ですが、当社にとって１顧客であり取引金額も僅少であります。	金融業界やIT業界での幅広いご経験、及びグローバルで見識を有しており、当社の経営に関して的確な助言を頂けるものと考えております。また、きびだんご株式会社は1顧客であって、当社経営に何ら影響を行使できるものではなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に選任しております。
2	－	法律、経営など高度な専門知識と幅広いご経験を有しており、当社の経営に関して専門的な見地からの助言を頂けるものと判断したためであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しております。
3	－	米国公認会計士として監査法人での実務経験を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査体制に活かしていただけるものと判断し、独立役員に選任しております。
4	－	公認会計士の資格を有し、他社での取締役としての豊富な経験も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査体制に活かしていただけるものと判断し、独立役員に選任しております。
5	－	弁護士及び公認会計士の資格を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査体制に活かしていただけるものと判断し、独立役員に選任しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。